

所定疾患施設療養費 算定状況

2012年4月の介護報酬改定において、介護老人保健施設の入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価され、2018年4月よりその内容が一部改正されました。

*** 所定疾患施設療養費について ***

- ① 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ② 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）
 - ③ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
 - ④ 医師が感染症対策に関する研修を受講すること。
- ※ 請求に際しては、治療内容等を介護給付費明細書の摘要欄に記載すること。

2018年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

		肺炎		尿路感染症		带状疱疹		総数		
		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	
2018年	4月	5	22	2	11	1	7	8	40	
	5月	3	19	2	9	0	0	5	28	
	6月	5	22	2	10	1	5	8	37	
	7月	4	21	5	28	0	0	9	49	
	8月	4	15	0	0	0	0	4	15	
	9月	8	54	4	18	0	0	12	72	
	10月	6	30	5	30	0	0	11	60	
	11月	7	33	2	11	1	7	10	51	
	12月	4	18	1	7	0	0	5	25	
	2019年	1月	5	29	4	27	1	7	10	63
		2月	5	29	3	15	0	0	8	44
		3月	3	12	3	18	0	0	6	30
計		59	304	33	184	4	26	96	514	
%		61%		34%		4%				

2019年5月1日作成

介護老人保健施設施設みずほ倶楽部